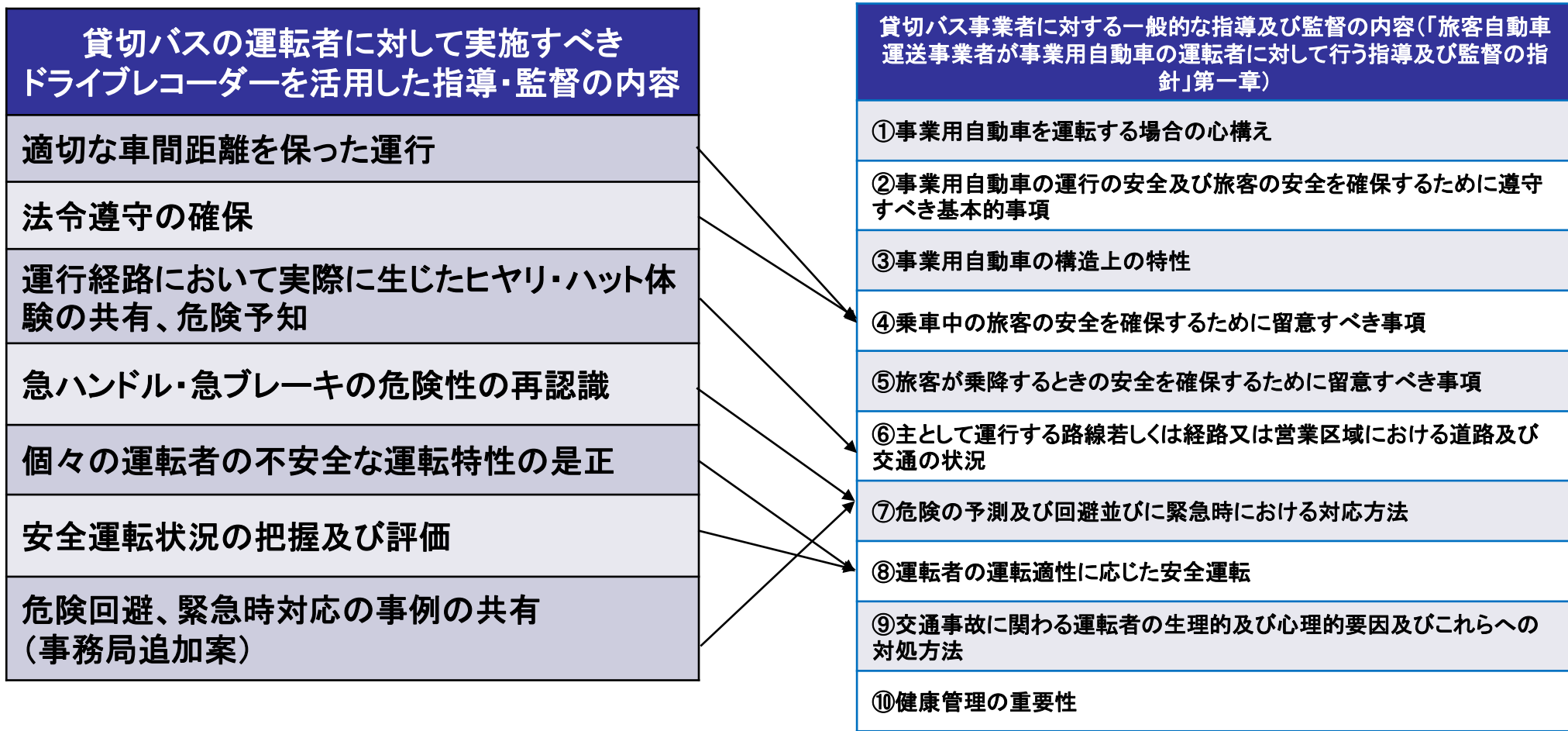


第1回ワーキンググループにおける議論に基づき、貸切バスの運転者に対して実施すべきドライブレコーダーを活用した指導監督の内容については、以下のとおり整理される。

こうした指導監督の内容について、貸切バス事業者に義務付けする指導監督の内容を規定する「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」において、明確化することとする。



## 第1章 一般的な指導及び監督の指針

### 「2 指導及び監督の内容」の改正のイメージ（追加は赤字部分）

#### ①事業用自動車を運転する場合の心構え

- バス輸送の社会的使命(旅客の安全・確実な輸送)
- バス運転者の運転が他の運転者に与える影響の大きさ
- バスによる交通事故が社会に与える影響の大きさ
- 模範となる運転手としての心構え

#### ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

- 道路交通法に基づき運転者が遵守すべき事項

#### ③事業用自動車の構造上の特性

- バスの車高、視野、死角等の確認
- バスの構造上の特性を把握することの必要性

#### ④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

- 加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を避けることの必要性
- 走行中は旅客を立ち上がらせないこと
- 運行時のドライブレコーダーの記録に基づく車間距離の確保状況・法令遵守状況の把握、指導(WG追加案)

#### ⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

- 乗降口の扉を開閉する装置の適切な操作の必要性
- 安全な位置に停車させること
- 旅客の状況に注意して発車させること

#### ⑥主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

- 主として運行する経路及び交通の状況をあらかじめ把握すること。その際に保存されているドライブレコーダーの映像を最大限活用すること(事務局案)
- 交通状況等に応じた安全運転のために留意すべき事項
- 運行時のドライブレコーダーの記録に基づくヒヤリ・ハット事例及び運行経路上の危険地点情報の把握・共有(WG追加案)

#### ⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

- 危険予知訓練の手法の活用
- バス運転に関して生ずる様々な危険(右左折時における内輪差、視界の制約、急な進路変更等)
- 加速装置等の急な操作により旅客が転倒する危険性
- 乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉に挟まれる危険性
- 運行時のドライブレコーダーの記録に基づく危険回避、緊急時対応の事例の把握・共有(事務局案)

## 「2 指導及び監督の内容」の改正のイメージ（追加は赤字部分）

### ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転

○運転者のストレス等の心身の状態に配慮した安全運転に関する適切な指導

○**運行時のドライブレコーダーの記録に基づく個々の運転者の運転特性の把握・不安全な運転特性、特に急ハンドル・急ブレーキの是正（WG追加案）**

### ⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

○過労及び飲酒の生理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあること      ○飲酒運転、覚せい剤の使用の禁止

○自分の運転技能への過信による集中力の欠如の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあること

○運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとることの必要性

### ⑩健康管理の重要性

○疾病が交通事故の要因となるおそれがあること

○定期健康診断の結果に基づいた生活習慣の改善

○適切な健康管理を行うことの重要性

## 「3 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項」の改正のイメージ（追加は赤字部分）

①運転者に対する指導及び監督の意義についての理解

②計画的な指導及び監督の実施

③運転者の理解を深める指導及び監督の実施

④参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用

⑤**ドライブレコーダーの記録による運行実態の把握及び実態に応じた指導及び監督の実施**

○**ドライブレコーダーによる記録の確認により、運転者における運行の実態を把握し、安全運行の確保に必要な内容の指導及び監督を確実に実施（事務局案）**

⑥社会情勢に応じた指導及び監督の内容の見直し

⑦指導者の育成及び資質の向上

⑧外部の専門機関の活用